

平成20年3月10日

金融庁
検査局総務課 御中在日米国商工会議所
保険委員会

東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MTビル10階

銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂（案）に対する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年2月8日付けで公表された「銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂（案）」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮賜りますよう、お願いいたします。

謹白

1. <金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）III-2.-(2)④保険募集に関する顧客説明>

「契約概要及び注意喚起情報について書面を交付して説明するとともに、顧客のニーズや知識・経験及び財産の状況を踏まえた説明が確保される態勢となっているか」とあるが、「顧客の知識・経験及び財産の状況を踏まえた説明」とは、保険業法施行規則第53条の7において求められている「説明」と同義であることを確認したい。

以上